

長与町における保育所等の災害時における臨時休園等のガイドライン

1 目的

台風、大雨等の自然災害発生時(以下、「災害時」という。)により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者等の安全を守るために、長与町内の保育所、認定こども園(以下、「保育所等」という。)における臨時休園等の対応についてガイドラインを定めます。

2 避難情報等と災害時に取るべき避難行動

災害が発生または発生する恐れがある場合、気象庁や長与町等は、避難情報等を発表・発令し、避難のタイミングをお知らせします。災害に備えて各段階で取るべき行動をチェックしてください。

「防災気象情報等」のうち、警戒レベルが3以上のものについては、取るべき行動を判断する際の参考情報として、気象庁等から「警戒レベル相当情報」が発表されます。

本町では、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。

警戒レベル	取るべき行動	避難情報 (長与町が発令)	防災気象情報等 (気象庁等が発表)
警戒レベル5	命を守るための 最善の行動	災害発生情報	警戒レベル5相当情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4	危険な場所から 全員避難	避難勧告 避難指示(緊急)	警戒レベル4相当情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3	危険な場所から 高齢者・要配慮者 は避難	避難準備・高齢者 等避難開始	警戒レベル3相当情報 大雨警報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難行動の確認		大雨注意報 洪水注意報 等
警戒レベル1	心構えを高める		早期注意情報 等

(長与町ホームページ 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について より抜粋)

3 臨時休園等の基準・対応

2の表を踏まえ、災害時における臨時休園等の基準及び対応について、下記のとおりとします。

① 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
警戒レベル3 避難準備・ 高齢者等避難開始	<p>開園とする。</p> <ul style="list-style-type: none">保護者へは、以後の事態の悪化を考慮して登園判断する旨連絡に努める。施設は、子どもの受け入れ態勢を整える。
警戒レベル4 避難勧告 避難指示(緊急)	<p>保育所等及び保育所等周辺の安全が確保されている場合に限り開園とする。</p> <ul style="list-style-type: none">保護者へ開園(または閉園)の旨連絡を努める。※閉園した場合、正午までに警戒レベルの引き下げ、または解除がなされ、開園可能と判断する場合は、受け入れ態勢が整い次第、その旨保護者へ連絡する。※開園時刻までに警戒レベルが下げられたり、発令が解除されたりした場合でも、しばらく危険が差し迫った状況にある場合も多いため、上記と同様の対応。
警戒レベル5 災害発生情報	<p>臨時休園とする。</p> <ul style="list-style-type: none">保護者へ臨時休園の旨連絡に努める。※警戒レベルの緩和等に伴う対応はレベル4と同様

※臨時休園の場合、こども政策課へメール等にてその旨連絡する。(以後、開園する場合も同様)

《参考／公立保育所の例》 ※公立保育所の取扱いは変更となる場合があります。

- ▷午前6時の時点で臨時休園を判断。(午前の途中からの保育は行わない。)
- ▷午前10時の時点で安全が確認でき、施設の状況等通常保育の実施が可能となった時点で保育を再開。(午前10時の時点で安全が確認できなければ、1日休園。)

② 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
警戒レベル3 避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none">保護者へ警戒レベル3相当の情報が発令された旨連絡に努める。その際、今後の警戒レベルの引き上げの可能性と対応についても言及する。保護者にできるだけ、速やかなお迎えを依頼する。
警戒レベル4 避難勧告 避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none">あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ児童を速やかに避難させる。ただし、他の避難場所や施設内が安全と判断した場合は、その場所に避難させる。保護者への「状況連絡」と「安全確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼する連絡」に努める。
警戒レベル5 災害発生情報	<p>※警戒レベルが下げられたり、発令が解除されたりした場合でも、しばらくは危険が差し迫った状況にある場合も多いため、上記と同様の対応。</p>

4 保護者及び職員への周知

- 町は、ホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行う。
- 保育所等は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で周知を行う。
- 保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。